

リフォーム保証書

発行 平成 年 月 日

殿

愛知県刈谷市泉田町古和井1番地

角文株式会社

リニューアル事業部 0120-675-675

平成 年 月 日にお引渡しさせていただきました表記工事の施工箇所につきましては、別表に示す工事保証規定に基づいて保証し、必要に応じ補修・修理いたします。

アフターサービス規準適用上の留意事項

1. 本アフターサービスの保証期間

保障期間は、お引渡し日から保証規定に定める期間内とします。

2. 本アフターサービスの対象者

本リフォーム工事の御契約者とします。

3. 本アフターサービス規準は、次の場合を適用除外とします。

1) 自然現象、周辺環境に起因するもの及び美観によるもの

- ① 異常気象等の天災地変(地震、水害、台風、雪害等)及び地盤の変動、地滑り、がけ崩れ等予期できない自然現象による場合
- ② 近隣の土木工事、建築工事の影響による予見困難な引渡し後の地盤の変動及び土砂崩れ等に起因するもの
- ③ 使用材料の磨耗、汚れ、褐色、変色、乾燥、縮み等材料の特性又は通常の経年変化によるもの
- ④ 火災、落雷、爆発等の偶然又は外来の事由によるもの
- ⑤ 手作業による精度限界に関する美観についてのもの
- ⑥ 今回の工事が原因ではない場所のもの

2) 使用方法等によるもの

- ① 第三者の故意又は過失に起因するもの
- ② 第三者に譲渡した場合
- ③ 増改築等により、形状変更等が行なわれた場合
- ④ 維持管理不十分、使用上の不注意、重量物の使用による場合
- ⑤ 建築設備機器等でメーカーの保障期間を経過したもの